

市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 殿
教 育 事 務 所 長

茨城県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校における不祥事根絶に向けた取組の徹底について（通知）

今般、教職員による不祥事が続いていることは、学校教育に対する保護者や地域社会の信頼が失墜したと言っても過言ではない、極めて深刻な事態です。

昨年度も、別添写しのとおり、令和 5 年 7 月 25 日付け教改第 322 号通知「学校における不祥事根絶に向けた取組の徹底について」においてお知らせしたところであり、また各学校においても不祥事防止に向けた取組を行っていただいているところですが、未だ根絶に至らない現状は極めて遺憾です。

再発防止の徹底を図っていくためには、すべての教職員が、不祥事を自分事として捉え、自身の行為が教育全体に影響するということを強く意識し、不祥事ゼロに向けた取組を徹底することが求められます。

については、各学校において、これまでの様々な取組の再確認とともに、今後のさらなる対応強化に向けて主体的に検討の上、下記の取組を実施していただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知をお願いいたします。

記

【今後の取組】

○ 動画視聴

- ・ 令和 6 年 7 月 16 日（火）実施の「教職員による盗撮等の根絶に向けた研修会」（各学校長、副校長、教頭等向け）の動画視聴
→ 教育情報ネットワーク「ポータルシステム」の「07_義務教育課」「教職員による盗撮等の根絶に向けた研修会」フォルダより視聴
【動画視聴可能期間】令和 6 年 7 月 17 日（水）から令和 6 年 7 月 31 日（水）まで

○ 各学校における対応策の検討、学校HPへの掲載（8月23日（金）までに）

- ・ 上記動画視聴後、各学校において研修会等を実施
- ・ 学校ごとの不祥事防止対策をまとめ、学校HPに掲載（学校長名入り）

【参考】

○ 生徒に対する「わいせつな行為」防止校内ルールの策定

- ・ 長野県梓川高等学校
(<https://www.nagano-c.ed.jp/azusa-hs/img/r4%20waisetukouibousi.pdf>)

<問い合わせ先>

茨城県教育庁学校教育部

教育改革課	人材育成担当	029-301-5329
義務教育課	人事担当	029-301-5220
高校教育課	人事担当	029-301-5256
特別支援教育課	人事・計画担当	029-301-5275

教 改 第 322 号
令和 5 年 7 月 25 日

市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 殿
教 育 事 務 所 長

茨城県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校における不祥事根絶に向けた取組みの徹底について（通知）

今般、教職員による飲酒運転が、昨年 12 月に続き再び発生したことは、令和 5 年 7 月 19 日付教改第 308 号、義教第 1203 号、高教第 1078 号、特教第 351 号「飲酒運転の根絶について（通知）」にてお知らせしたところです。

事案の当事者である小学校教諭に対しては、本日、懲戒免職処分を決定しました。

言うまでもなく、教職員による不祥事は、当該個人の処分のみにとどまらず、その軽率な行動によって、教職員と児童生徒、また保護者と学校との間で構築された信頼関係を一瞬で失墜させ、職全体にとって極めて不名誉となるものです。

一度失われた信頼の回復は容易ではないことから、本県教育関係者が一丸となり、繰り返し不祥事防止に取り組んできたところですが、未だ根絶に至らない現状は大変遺憾です。

子どもたちが安心して学べる学校であるために、そして自らの職責を全うするために、教職員一人ひとりが「自分も不祥事を起こし得る」という意識と、「自分の職場から不祥事を起こさせない」という決意をもって、不祥事ゼロに向けた取組みを徹底することが求められます。

各学校においては、これまでの様々な取組の再確認とともに、下記の強化策の例示を参考に、今後のさらなる対応強化に向けて主体的に検討の上、改めて不祥事の防止に取り組まれるようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれては、上記通知にて依頼したとおり、貴自治体の取組の再点検のほか、今後の対応を主体的にご検討の上、貴管下各学校及び教職員に対する指導を重ねてお願いいたします。

記

1 強化策の例示

- 事案別に校内ルールを策定

〔参考〕長野県岡谷東高校「飲酒運転を防止するための校内ルール」

(<https://www.nagano-c.ed.jp/okahihs/newtop/insyuuntenkonzetu.pdf>)

- 「よく見る場所」への注意喚起資料掲出

〔参考〕教育庁内の取組み例：メール送信に係る注意喚起

(別添【参考 1】をラミネート加工し、各職員個人が机上の目につくところに貼付)

- 動画視聴
 - ・ 令和2年度茨城県教委作成研修動画『教職員不祥事未然防止研修 「当事者意識」を忘れることなかれ』(<https://youtu.be/XDHD1V-tb5A>)

<内容> Part 1	不祥事再現ドラマ (わいせつ、飲酒運転)	約 15 分
Part 2	講話 (茨城大学大学院 金丸 隆太 准教授)	約 17 分
- 過去の通知、資料の再確認、内容の共有
 - ・ 「茨城県県立学校 管理職のためのサービス管理ハンドブック (R 2 作成)」(「県立学校教職員の「飲酒運転根絶」に向けた3つの取組」「不祥事防止のためのチェックリスト」(別添【参考2】等)
 - ・ R2.8.7 付教総第 400 号「不祥事根絶に向けた新たな取組みについて (通知)」添付資料「教職員不祥事の原因と防止対策について」(別添【参考3】)
 - ・ 「One IBARAKI」「コンプライアンスだより」各号 等
- 研修の充実・強化 (外部講師を招いたテーマ別研修の実施等)

<問い合わせ先>

茨城県教育庁学校教育部

教育改革課	人材育成担当	029-301-5329
義務教育課	人事担当	029-301-5220
高校教育課	人事担当	029-301-5256
特別支援教育課	人事・計画担当	029-301-5275
保健体育課	学校体育担当	029-301-5353